

品質管理システム概要書（2022年10月20日現在）

監査事務所名 シンシア監査法人
代表者名 金 野 栄太郎

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した品質管理に関する方針及び手続を定め、品質管理のシステムを整備し運用しております。

品質管理担当責任者は品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、統括代表社員が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。

（不正リスクへの対応）

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしております。

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、監査業務の担当者の長期間の関与に関する方針及び手続を以下のように定めております。

- ① 担当者が長期間にわたって監査業務に関与する場合、当該者の公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因が生じるため、その重

要性の程度を評価し、必要に応じてセーフガード（当該者の交替など）を適用することとしております。

- ② 大会社等（上場会社等）の監査業務については、監査業務の主要な担当社員等は、累積して7会計期間を超えて関与できないものとし、その後、関与時の役割に応じた必要なインターバル期間を設けることとしております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の締結にあたり、契約審査担当者が受嘱の可否を検討し、社員会の審議を経て決定することとしております。

また、監査契約の更新にあたっては、審査担当者が受嘱の可否を決定し、契約審査担当者が確認することとしております。

受嘱の可否の判断に際しては、業務を実施するための適性及び能力、関連する職業倫理に関する規定の遵守、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項等を検討することとしております。

（不正リスクへの対応）

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新においては、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて、社員会が指名する適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、専門要員の採用、教育・訓練及び評価の方針及び手続を定めております。

また、個別の監査チームを構成するメンバーについては、個人の監査経験、能力及び業務量を勘案して選任することとしております。

（不正リスクへの対応）

当法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は不正リスクに適切に対応できるように、監査業務の監督及び監査調書の閲覧を行うこととしております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定めております。

- ① 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること
- ③ 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること
- ④ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、原則として全ての監査業務について、審査担当者による監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととしており、その方針及び手続を定めております。審査担当者には、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するのに十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する、当法人内の監査チームメンバー外の者を選任することとしております。

また、当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しないこととしております。

(不正リスクへの対応)

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定めております。

- ① 専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化する。
- ② 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決し審査が完了しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、原則として監査報告書ごとに監査ファイルをまとめ、監査報告書日より 60 日以内に最終的な整理を完了することとしております。また、監査調書に関して、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するために、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定めております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるととともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。当該プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視と監査業務の定期的な検証を含めております。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的検証により、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人では、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証

によって発見された不備の影響を評価し、改善を要する事項について品質管理担当責任者が適切な是正措置を講じ、監査責任者及び他の適切な者に対して伝達することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するため、当該情報を関連する監査責任者へ適時に伝達し、監査責任者が当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に報告することとしております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するための方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について引継が実施された場合、監査チームは引継の状況について品質管理担当責任者に報告することとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査に関する方針及び手続を定め、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当法人は、合併等の組織再編を行う場合は、組織再編後の法人において監査業務の品質管理のシステムが適切に構築されるよう十分に協議を重ねることとしております。

以 上